

JT グループ人権方針

JT グループの人権の尊重への考え方

JT グループ¹は、たばこ・医薬・加工食品事業を営んでおり、これら事業の属す業界は、ステークホルダーの人権に対して、さまざまな影響を及ぼす可能性を有しています。私たちは、事業を行う世界のいかなる国においても、「国際人権章典」²に謳われる人権を尊重し、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」³に規定された基本的権利に関する原則を尊重することを約束します。また、私たちは「ビジネスと人権に関する国連指導原則」⁴に則り事業を運営していきます。

JT グループの経営理念である 4S モデル に基づき事業活動を行う上で、人権尊重は不可欠な要素です。JT グループ人権方針は、JT グループ行動規範と補完関係にあり、当該行動規範の人権に係る事項について、私たちがどのように取り組んでいくかを明確にするものです。JT グループ人権方針と JT グループ行動規範は、私たちが日々の業務において何をどのように行うべきかを考える拠り所となるものです。

本方針は、取締役を含むJTグループで働くすべての者に適用されます。また、サプライヤーやその他のお取引先様に対し、遵守していただく要請事項を定めています。

事業活動を行う各国における法規制を遵守します。当該国の法律と国際的人権規準が異なる場合には、より高い規準に従い、相反する場合には、第三者との協働などを通じ、国際的に認められた人権の尊重に向けて最大限努めていきます。

人権デュー・ディリジェンスの継続的な実施

JT グループでは、実際の、あるいは潜在的な人権リスクを特定し評価するために、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスを、事業運営における必要不可欠なプロセスとして実施します。人権デュー・ディリジェンスにより明らかになった事項に関しては、人権への負の影響を防止または軽減し、適切かつ効果的な救済措置を講じるよう努めます。

人権デュー・ディリジェンスの実施に当たっては、既存の取り組みを生かしていきます。現在、JT グループでは、ステークホルダーの関心に応えるべく、以下の諸施策に取り組んでいます。

従業員に関わる各種方針や規準において、責任ある労働慣行の促進を図っています。私たちは多様性を尊重し、誰もが差別やハラスメントのリスクなしに安全に働ける包含的な企業文化を推進しています。私たちは、性別、性的指向、年齢、人種、宗教、民族、国籍、障がい、婚姻状況、または法律で保護されているその他の特性によるいかなる差別も容認しません。私たちは労働組合や労使協議会とのオープンで建設的な関係構築に取り組み、結社の自由と団体交渉権を支持しています。

¹ 本方針において、「JT グループ」とは JT 及び連結対象子会社を指します。

² 「国際人権章典」は、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という3つの文書の総称です。「国際人権章典」は、現在、国際的に認められた人権保障の基本的な枠組みとされています。

³ 本「ILO宣言」には、8つの中核的ILO条約で規定されている基本的権利に関する原則である「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」が謳われています。

⁴ 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、2011年に国連人権理事会によって承認されました。国家及び企業に対して、企業活動に係る人権面での負の影響が発生するリスクの防止及び対処を求める権威ある国際規準となっています。

従業員及び他のステークホルダーの潜在的な懸念事項に対処するため、相談・通報窓口を開設しています。

お客様の期待に応え、責任ある事業活動を行うため、私たちは、たばこ・医薬・加工食品の各事業において、製品に対する厳格な品質管理とマーケティングに係る規準を定めています。

原料を調達する葉たばこ耕作コミュニティにおいて、児童労働や労働者の権利に関わる問題に取り組むとともに、優れた耕作労働規範遵守に向けた支援や葉たばこ農家の持続可能な収益維持を促進するため、それぞれのコミュニティの状況に応じたプログラムを展開しています。

JT グループの事業が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し対処できるよう、ステークホルダーと対話を通じて積極的に関係を構築します。

本方針を広く周知していきます。また、JT グループの事業活動に携わる関係者が、人権の尊重を効果的に促進するための知識と能力を得ることができるよう、必要な研修を実施していきます。

人権課題の特定と対処が効果的に実施されているかを検証し、本方針の実施に関する進捗状況を少なくとも年1回公表していきます。

JT グループは、グローバルに事業活動を行うに当たり、人権尊重の取り組みは継続的なプロセスであると認識しています。本方針は、JT グループの人権尊重に対する取り組みの第一歩となるものです。今後、人権に関わる取り組みを進めていく中で、人権方針及び私たちの実践を進化させていきます。



日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長
寺島 正道

制定 2016年9月1日
改定 2022年4月1日